

令和6年度岐阜県教育委員会免許法認定講習実施要項

1 目的

教育職員免許法の規定に基づき、現職教育職員に対して免許状の取得に必要な単位を修得する機会を与えることによって、教育職員としての資質の向上を図ることを目的とする。

2 受講資格

原則として岐阜県内の学校に勤務する教育職員（教諭、助教諭及び講師）とする。

3 実施形式・会場

令和6年度認定講習については、対面形式の講習とオンライン形式の講習を組み合わせ実施する。

(1) 対面形式－1

<会場名>

岐阜大学 岐阜市柳戸1－1

<開設科目名>

社会科指導法Ⅰ、社会科指導法Ⅱ、図画工作科指導法Ⅰ、図画工作科指導法Ⅱ、生徒指導・教育相談及び進路指導等の理論と方法、視覚障害者の心理・生理・病理（1日目）、聴覚障害者教育論、肢体不自由者教育総論、言語・情緒障がい者教育総論、重複障害等教育総論、英語科指導法Ⅱ、データサイエンスⅡ、デジタル情報システムⅠ、デジタル情報システムⅡ、ネットワークプログラミングⅠ、ネットワークプログラミングⅡ、情報科指導法Ⅲ、情報科指導法Ⅳ

(2) 対面形式－2

<会場名>

岐阜県立岐阜盲学校 岐阜市北野町70番地1

<開設科目名>

視覚障害者の心理・生理・病理（2日目）

(3) 対面形式－3

<会場名>

岐阜市文化センター 岐阜市金町5丁目7番地2

<開設科目名>

病弱者教育総論（第1回目）

(4) 対面形式－4

<会場名>

岐阜県庁 岐阜市藪田南2－1－1

<開設科目名>

病弱者教育総論（第2回目）

(5) 対面形式－5

<会場名>

岐阜聖徳学園大学（羽島キャンパス） 岐阜市柳津町高桑西1－1

<開設科目名>

特別支援教育基礎論、知的障害者教育総論、肢体不自由者の心理・生理・病理及び教育課程等

(6) オンライン形式

<開設科目名>

LD等教育総論、英語文学Ⅰ、英語文学Ⅱ、情報と職業・倫理

4 開設科目等

「令和6年度岐阜県教育委員会免許法認定講習開設科目一覧表」のとおり。

5 各講座の時間割

「令和6年度岐阜県教育委員会免許法認定講習時間割一覧表」のとおり。

6 受講申込手続等

受講決定までの流れ

(1) 受講申込 → (2) 受講者許可、受講料支払い → (3) 受講決定

(1) 受講申込

受講希望者は、岐阜県教育委員会ホームページ（以下URL）より、受講を希望する科目の申込フォーム（電子申請）へアクセスし、各自で申込を行う。

<<<https://www.pref.gifu.lg.jp/site/edu/61437.html>>>

① 申込期限

令和6年6月10日（月）17時00分【期限厳守】

② 注意事項

- ・本籍地、氏名、生年月日は申請時の内容を「学力に関する証明書」にそのまま記載するため、戸籍に記されている内容を誤りのないように登録すること。
（例年、本籍地の誤りが散見されるため、申し込み前に確認願います。）
- ・メールアドレスは休日でも自身でメールが確認できるアドレスを登録すること。

(2) 受講許可、受講料支払い（受講許可内示後）

受講許可者については（1）受講申込に基づき、登録のあったメールアドレスへ内示する。内示後、受講科目数に応じた受講料を申込フォームで支払うこと。期日までに受講料の支払いがない場合は、受講決定を行わないため注意すること。

① 受講料

1,000円（1講座あたり）

② 支払方法

申込フォームでのオンライン決済（クレジットカード、Pay-Pay）

③ 支払期限

受講許可内示後、別途通知

(3) 受講決定（受講料支払後）

受講決定については、登録のあったメールアドレスへ通知する。

7 単位の認定

各科目の単位数は1単位とし、定められた授業時数を出席し、試験等による成績審査に合格した者に認定する。

遅刻や早退した者、または受講態度が良くない者には、単位が認定されない場合がある。

別紙「岐阜県教育委員会免許法認定講習における単位認定について」、「岐阜県教育委員会免許法認定講習における単位修得情報について」を参照すること。

8 受講定員

「令和6年度岐阜県教育委員会免許法認定講習開設科目一覧表」のとおり。

受講希望者が定員を超えた場合、抽選等により受講者を決定する。

9 各講座の選考基準及び受講要件

(1) 小学校教諭2種免許状取得用科目

「社会科指導法Ⅰ」「社会科指導法Ⅱ」「図画工作科指導法Ⅰ」「図画工作科指導法Ⅱ」

「生徒指導・教育相談及び進路指導等の理論と方法」

以下の受講申込み者を優先する。

- ・現職の教諭で「小学校中学校両校種免許の取得推進教員」に指定された者
- ・中学校に勤務する現職の教諭で小学校教諭免許状を有しない者

(2) 特別支援学校教諭1種・2種免許状取得用科目

「特別支援教育基礎論」「視覚障害者の心理・生理・病理」「聴覚障害者教育論」
「知的障害者教育総論」「肢体不自由者教育総論」「病弱者教育総論」
「言語・情緒障がい者教育総論」「重複障害等教育総論」「LD等教育総論」
「肢体不自由者の心理・生理・病理及び教育課程等」

以下の受講申込み者を優先する。

- ・特別支援学校に在籍する教諭又は講師で、特別支援学校教諭免許状を有しない者
- ・特別支援学校に在籍する教諭又は講師で、担当する領域以外を定める特別支援学校教諭免許状を有する者
- ・特別支援学校に在籍する教諭又は講師で、1種免許状への上進を希望する者
- ・特別支援学級又は通級指導を担当する教諭

(3) 中学校教諭2種免許状(英語)取得用科目

「英語文学Ⅰ」「英語文学Ⅱ」「英語科指導法Ⅱ」

以下の受講申込み者を優先する。

- ・現職の教諭で「小学校中学校両校種免許の取得推進教員」に指定された者
- ・小学校に勤務する現職の教諭で中学校教諭免許状(英語)を有しない者

(4) 高等学校教諭1種免許状(情報)取得用科目

「データサイエンスⅡ」「デジタル情報システムⅠ」「デジタル情報システムⅡ」
「ネットワークプログラミングⅠ」「ネットワークプログラミングⅡ」
「情報と職業・倫理」「情報科指導法Ⅲ」「情報科指導法Ⅳ」

以下の3点の要件を満たすことを要件とする。

- ・高校1種免許・情報の取得意思があり、将来的に高校の教科「情報」もしくは、小中学校の情報関連教育を担当する意欲があること
- ・Pythonなどのプログラミング言語が理解できること
- ・テキストエディタ編集可能なソフト(アプリ)がインストールされているPCを自身で準備すること

10 対面形式による講義の受講について

(1) 岐阜大学を会場とする講習を受講する場合

- ・自家用車を利用する場合は、必ず指定された駐車場(別途連絡)を利用すること。

※特別支援教育センター前の駐車場には絶対に駐車しないこと。

(2) 岐阜県立岐阜盲学校を会場とする講習を受講する場合

- ・駐車場が無い場合、必ず公共交通機関を利用すること。

(3) 岐阜市文化センターを会場とする講習を受講するとき

- ・無料の駐車場がないため、公共交通機関を利用するか、周辺の有料駐車場を利用すること。

(4) 岐阜県庁を会場とする講習を受講するとき

- ・来庁者専用駐車場を利用すること。

(5) 岐阜聖徳学園大学を会場とする講習を受講する場合

- ・自家用車を利用する際は、必ず指定された駐車場(別途連絡)を利用すること。

(6) その他、事務局(岐阜県教育委員会事務局義務教育課免許係)の指示があった場合はこれを遵守すること。

11 オンライン形式による講義の受講について

※使用するオンラインシステムの仕様等については別途通知予定

- (1) 受講に必要なPC用の附属機器として、カメラ、スピーカー(イヤホンでも可)、マイクについては各受講者が準備すること(これらを内蔵しているPCの使用を推奨)。受講時にマイクが作動せず、出席が確認できない場合、単位を認定できない場合があるため注意すること。
- (2) インターネットが利用できる環境、端末(PC、タブレット等)を確保すること。インターネット利用にかかる費用等については各自の負担となるため、注意すること。(特に受講に用いる端末について、定額でインターネットの利用契約をしていない場合などには多額の通信料が生じるおそれがあるので注意が必要。)
- (3) 対面形式の講義と同様、開始時間に出席が確認できなかった場合や、正当な理由なく長時間離席した場合には、単位を認定しない場合があるため注意すること。
- (4) 講義後に行う試験やレポート課題について、期日までに回答の提出がない場合は単位を認定できない場合があるため、必ず期日までに提出すること。

13 その他

- (1) 受講に要するテキスト代、教材費等は受講者の負担とする。
- (2) 受講希望者が少数の講座は開講しない場合がある。
- (3) 本講習は免許状取得を目的とした講習であるため、研修目的の受講は認めない。
- (4) 受講決定後、やむを得ない理由により欠席する場合は、事前に必ず連絡すること。ただし、病気等の当日発生した理由により欠席する場合は、後日の連絡でも構わない。
- (5) 受講決定後に受講を辞退した場合、納入された受講料は返還しない。
- (6) 受講にあたっては、教員としての品位を保ち、講師及び会場の職員等に対しては礼節をもって接すること。特に、認められていない区域での喫煙や指定場所以外への駐車は大学への多大な迷惑となるため、必ずルールを遵守すること。(悪質であると判断した場合には、受講中止を命じる場合がある。)
- (7) 大雨警報や災害の発生などにより、対面形式の講義をオンライン形式へ切り替えるなど、開講予定を変更または中止する場合がある。変更等がある場合はHPに掲載するため、適宜確認すること。
- (8) 講習に関する問い合わせについては、下記問い合わせ先へ連絡することとし、大学窓口への連絡は一切しないこと。
- (9) 下記問い合わせ先は平日のみの対応となるため、休日に開講する講座に関して疑問点がある場合は、必ず事前に問い合わせること。
- (10) 受講者に対し、申込フォームからのメール連絡に加え、岐阜県教育委員会義務教育課免許係からメールまたは電話により連絡することがあるため、メール等は随時確認すること。

14 問い合わせ先

岐阜県教育委員会事務局義務教育課免許係
電 話 058-272-8742(直通)
F A X 058-278-2817
E-mail c17785@pref.gifu.lg.jp